東京都福祉のまちづくり条例・大田区福祉のまちづくり整備要綱のご案内

【建築物の用途・規模等によって該当する法令等が異なります】

バリアフリー法

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)

建築物バリアフリー条例

(高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例)

確認申請時に審査をします。

対象となる建築物、建築行為等については建築主事 (指定確認検査機関又は建築審査課)にお問い合わせください。

東京都福祉のまちづくり条例

大田区福祉のまちづくり整備要綱



対象となる建築物、建築行為については事前に届出が必要です。 必要書類・提出期限は、【4 届出書類等一覧】(P.2)を、 対象施設は、【6 届出対象施設】(P.4)をご確認ください 届出先は、「大田区役所7階 建築審査課 建築指導担当」です。

【 1 手続きの流れ】



- ※1 図面については【5 届出図面の作成方法】(P.3)を参照し、必要な情報を明示してください。
- ※2 届出内容を変更する場合、当該箇所の工事着手前に変更届等の手続きが必要です。事前にご相談ください。
- ※3 工事が完了したときは、完了の日から5日以内に完了届を提出してください。
- ※4 適合証等を請求される場合は、完了後に実地検査が必要になります。

【2 整備基準適合証・アクセスビル認定証・国際シンボルマーク】

対象の建築物が一定以上の基準に適合しているときは適合証やプレートの交付請求をすることができます。 交付基準等についてはお問い合わせください。(交付には努力基準の遵守と実地検査が必要になります。)

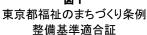
【東京都福祉のまちづくり条例】

⇒整備基準適合証(図1)

【大田区福祉のまちづくり整備要綱】

- →整備基準適合証
- ⇒※アクセスビル認定証
- ⇒※国際シンボルマーク(図2)
- ※ 延面積2,000㎡以上の共同住宅は交付対象外







大田区福祉のまちづくり整備要綱 国際シンボルマーク

【3 各種申請様式・条文等の取得先】

【東京都福祉のまちづくり条例】(東京都福祉保健局HP→福祉保健の基盤づくり→福祉のまちづくり) 東京都福祉のまちづくり条例のページの「申請様式集」よりダウンロードしてください。 (整備基準については同ページの「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」をご覧ください。)

【大田区福祉のまちづくり整備要綱】(大田区HP→住まい・まちなみ・環境→まちづくり→福祉のまちづくり) 大田区福祉のまちづくり整備要綱のページの「申請様式」よりダウンロードしてください。 (整備基準の詳しい内容については同ページの条文と対象施設整備項目表をご覧ください。)

▼問い合わせ・届出先▼

大田区役所7階 建築審杳課 建築指導担当 電話03(5744)1334 FAX03(5744)1530

【4届出書類等一覧】

東京都福祉のまちづくり条例 届出書類等一覧

	種 別	届出期限		備考		
	作里 万円	油山翔似	種別等	要件等	- 1佣 石	
	新築	工事に着手する	□個人情報の取り扱い関する同意書	書式はHP掲載(他の条例等で建築指導担当に提出済の場合は不要)	提出部数 1部	
			□委任状	参考書式はHP掲載		
	増築		□特定都市施設設置工事 計画(変更)届出書	*建築物 ⇒ 別記第3号様式 *建築物以外 ⇒ 別記第4号様式		
	改築		□特定都市施設整備項目表	*共同住宅等以外の建築物用 → 別記第5号様式 *共同住宅等用 → 別記第6号様式 *小規模建築物用 → 別記第7号様式		
1	大規模の 修繕 工事に看手する 日の30日前まで 大規模の 模様替え 用途変更		□付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
		1 0 30 Hij & C	□配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に 係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の 位置及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路	提出部数 ・正本:1部 ・副本:1部	
			□各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法並びに 移動等円滑化経路等及び特定経路	(正本の写し)	
			□二面以上の断面図	縮尺及び床の高さ]	
		その他知事が必要と認める図書	か 他知事が必要と認める図書			
2	変更届 変更後の工事に着手 する日の30日前まで 『1』に同じ 変更内容がわかるよう変更前と 変更後の書類も添付 (変更箇所は明確に図示)		変更内容がわかるよう変更前と 変更後の書類も添付	変更内容について届出 次の変更は届出不要 ・整備基準の適用の変更を伴わないもの ・工事着手予定期日の変更 ・工事完了予定期日の変更		

※公園、公共交通施設、路外駐車場の届出については、東京都福祉保健局のHPをご確認ください。

大田区福祉のまちづくり整備要綱 届出書類等一覧

	種 別	届出期限	提 出 書 類				
			種別等	要件等	備考		
			□個人情報の取り扱い関する同意書	書式はHP掲載(他の条例等で建築指導担当に提出済の場合は不要)	提出部数 1部		
1			□委任状	参考書式はHP掲載			
			□工事計画(変更)届	*別記第1号様式			
	新築	築建築確認申請等を	□対象施設整備項目表	*公共的な建築物用 → 別記第2号様式 *共同住宅等用(床面積2,000㎡未満) → 別記第2号の2様式 *共同住宅用(床面積2,000㎡以上) → 別記第2号の3様式			
	増築	必要とするもの	□付近見取図	方位、道路、目標となる建築物等	1		
	改築大規模の	 ⇒建築申請等を する日の30日前まで 規模の 機構の 送替え ⇒工事に着工する日 の30日前まで 	□配置図	1/200以上の縮尺 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出対象となる 建築物とその他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の 位置、高低及び幅員並びに移動等円滑化経路等及び特定経路等			
	大規模の		□各階平面図	1/200以上の縮尺 方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置、高低及び寸法並びに 移動等円滑化経路等及び特定経路等、その経路の道路、敷地内の 通路と道路との境界部分、敷地内の通路及び出入口における高低	提出部数 •正本:1部 •副本:1部		
	用途変更		□二面以上の断面図	1/200以上の縮尺 床の高さを明示したもの	(正本の写し)		
			□その他区長が必要と 認めた図書	建築物の状況により、必要に応じて 提出を求めることがあるもの エレベーター詳細図(設置する場合は必須) 理由書、拡大した平面図、 車いす使用者等が利用する経路の断面図等			
2	変更届	変更する場合は事前に届出	□工事計画(変更)届 □対象施設整備項目表 変更内容がわかるよう変更前と 変更後の書類 (変更簡所は明確に図示)	変更内容について届出 次の変更は届出不要 ・整備基準の適用の変更を伴わないもの ・工事着手予定期日の変更 ・工事完了予定期日の変更			

条例:要綱共通 届出書類等一覧

	種 別	届出期限	提 出 書 類			
作里 万门		油口朔限	種別等	要件等	備考	
1		変更が生じた場合 速やかに届出	□住所等変更届	*別記第3号様式	提出部数 •1部	
2	747 2018 144	譲渡するときは 速やかに届出	□承継届	*別記第4号様式	提出部数 •1部	
3		計画を中止したときは 速やかに届出	□取り下げ届	*別記第5号様式	提出部数 •1部	
	= 1 hh	工事完了の日から 5日以内	□完了届	*別記第6号様式		
			□特定都市施設整備項目表	- 届出時若しくは、変更届出時の内容のもの	提出部数	
4			□対象施設整備項目表	曲田時石しくは、変更曲田時の内谷のもの	・正本:1部 ・副本:1部	
			□平面図	整備箇所を含む階のもの	(正本の写し)	
			□写真	各整備項目の状況がわかるもの	1	

[※]条例・要綱共通の様式については、大田区福祉のまちづくり整備要綱HPよりダウンロードしてください。

【5 届出図面の作成方法】

図面には必ず、各整備項目の内容が確認できる情報を明示してください。

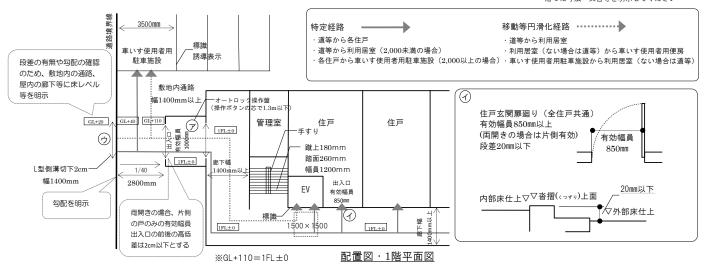
対象となる整備項目については、建築物の用途及び床面積により異なります。

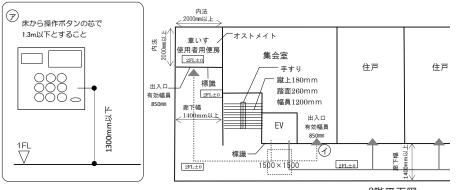
『東京都福祉のまちづくり条例』・『大田区福祉のまちづくり整備要綱』の整備項目表をご覧ください。

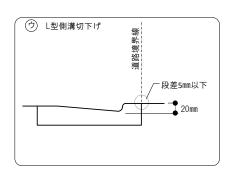
共同住宅の場合の図面作成例

店舗やその他の施設等についても下図を参考に必要な情報を明示して下さい。

※図面作成例は床面積の合計が2000㎡以上の 共同住宅をもとにした参考図です。 作成する際は該当する整備項目表の内容に 沿った寸法・文言等を明示してください







2階平面図

用語説明

水勾配

2~3% (1/34以下) の勾配とし1/34を 超えるものは傾斜路に該当します

吹鳴機能を持つ警報装置

防犯ブザーのことを指しています

両開き戸の有効

片側で有効寸法をとる必要があります

廊下の項目に出てくる出入り口

門扉等廊下に設置された戸をいい、玄関の戸のことではありません

手すり

一段でも段があれば手すりは必要です

共通事項として下記の文言を図面に記載してください

- ・表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ
- 階段
- ・表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ ・踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能
- 段鼻の突出しその他つまづきの原因となるものを設けない構造

敷地内の涌路

- 又は滑りにくい仕上げ 表面は粗面、
- 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 段鼻の突出しその他つまづきの原因となるものを設けない構造
- 前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能

※スケルトンでの届出を行う場合は 図面の余白に以下の文章を記載してください。

- ・スケルトンでの届出
- ・内装工事はテナント業者により施工する
- ・東京都福祉のまちづくり条例を遵守するようテナント業者に指導する

【6届出対象施設】

_	0 個山刈象心設					A = 1 ··				
	届出対象施設			床面積の合計(以上〜未満) 200㎡ 500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡ 3,000㎡ 5,000㎡						
1	学校等施設	学校、幼稚園等	*							
2	医療等施設	病院、診療所(患者の収容施設あり)	*							
		診療所(患者の収容施設なし)	•	•						
		助産所、施術所、薬局等	•	•	•	•	•	•	•	
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場等 ※3		0	0					
4	集会施設	冠婚葬祭施設、集会場(集会室の各床面積 が200㎡未満)		0	0					
		冠婚葬祭施設、集会場(床面積が200㎡を超える集会室を有するもの)	*							
		公会堂 ※3	*							
		公民館等		•	•	•	•	•	•	
5	展示施設等	展示場等 ※3			0					
6	物品販売業を営む店舗	卸売市場				0	•	•	•	
		百貨店、スーパーマーケット、コンビニエン スストア等	•	•						
7	宿泊施設	ホテル、旅館等 ※3			0					
8	事務所	事務所(他の施設に付属するものを除く)				0	•	•	•	
		保健所、税務署その他不特定かつ多数の 者が利用する官公署	*							
9	共同住宅等	共同住宅		〇【20戸以上が対象】※1			1			
		寄宿舎等	〇【20戸以上が対象】		•	•	•			
10	福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設等	*							
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場又は遊技場 等 ※3		0	0					
12	文化施設	博物館、美術館又は図書館等 ※3	*							
13	公衆浴場	公衆浴場 ※3		0	0					
14	飲食店等	飲食店	•	•						
		料理店		0	0					
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール等		0	0	•	•	•	•	
15	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング店、質屋、 貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス店舗	•	•						
		一般ガス事業、一般電気事業、電気電信 事業の用に供する営業所、学習塾、華道 教室、囲碁教室その他これらに類するもの	•	•	•	•	•	•	•	
16	工業施設	工場等				0	•	•	•	
17	停車場又は発着場を構成す る建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の 発着場を構成する建築物で旅客の乗降又 は待合いの用に供するもの	*							
18	自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る)		0						
		自動車の停留又は駐車のための施設 (上記以外のもの)			•	•	•	•	•	
		自動車修理工場、自動車洗車場		•	•	•	•	•	•	
		給油取扱所(ガソリンスタンド)	•	•	•	•	•	•	•	
		自動車教習所				•	•	•	•	
19	公衆便所	公衆便所	*							
20	公共用歩廊	公共用歩廊				0				
21	地下街	地下街等					•	•	•	
22	複合施設	1~21の施設の複合建築物 ※2 ※3					•	•	•	
Щ.		ı		I	I	L	1	I		

《凡例》〇···大田区福祉のまちづくり整備要綱 ●···東京都福祉のまちづくり条例 ★···東京都福祉のまちづくり条例(用途変更のみ)

確認申請が不要の用途変更でも上記用途、規模に該当していれば届出が必要となります。詳細についてはお問い合わせください。 ※1 共同住宅の床面積2,000㎡以上はバリアフリー法・建築物バリアフリー条例の対象となりますが、併せて大田区福祉のまちづくり 整備要綱に基づく届出が必要です。

※2 建築物バリアフリー条例第4条第2項に該当する複合建築物内の用途は、届出不要。

※3 バリアフリー法令・建築物バリアフリー条例の対象であっても「観覧席・客席」及び「公共的通路」がある場合は、その整備項目について東京都福祉のまちづくり条例に基づく届出が必要です。